

## 1. 本計画の位置づけ

### (1) 本計画の法的根拠

本計画は都市緑地法第 4 条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

### (2) 計画改定の背景・目的

本市では、平成 26 年に『亀岡市緑の基本計画』を改訂し、行政、市民、事業者の協働のもと、緑地の保全・創出・活用に取り組んできました。

この間、少子高齢化の更なる進展や、地球温暖化などの気候変動への対応、自然災害の激甚化、SDGsの考え方の普及など様々な社会情勢の変化が見られたほか、平成 29 年の都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正を始めとし、様々な法制度の見直しが行われてきました。

さらに、本市において「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」を策定し、その中で「各地域に固有の自然環境や歴史的・文化的な特徴をつなげ、市全体を回遊式庭園のように、水やみどりで結び、市民や来訪者が多様な関わりを持つ仕掛けを作り出す」という方向性を打ち出しました。

また、上位計画である第 5 次亀岡市総合計画の策定および亀岡市都市計画マスタープランの改定、第 3 次環境基本計画や景観計画等の関連計画の改定を受け、それらの計画との整合や調和を図ることも必要です。

本計画は、こうした社会情勢や市の施策の変化に対応して、取組を具体化し、水と緑に彩られた亀岡ライフスタイルを実現するため、計画を改定します。

### (3) 関連計画

本計画は、第5次亀岡市総合計画に即し、亀岡市都市計画マスタープランとその一部である亀岡市立地適正化計画に適合し、第3次亀岡市環境基本計画や亀岡市景観計画等の関連計画と調和を保つものです。また、亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想の考え方に基づくものです。

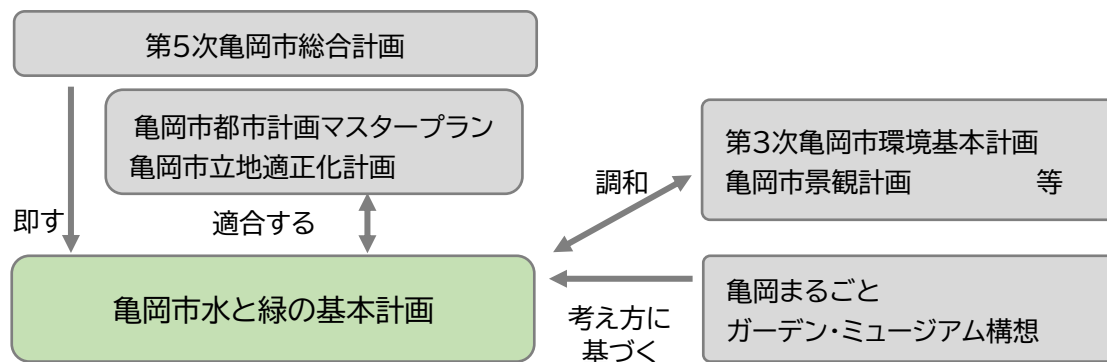


図 計画の位置づけ

### (4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間です。

### (5) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、市全域とします。

都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」は主として都市計画区域を対象として策定する計画です。しかし、本市の水と緑の魅力を高めていく上では、都市計画区域に限らず、市街地部から郊外部、山間部を総合的に検討していくことが重要なことから、計画の対象地域を市全域としています。

## (6)都市緑地法法定事項との対応

本計画は、都市緑地法第4条に規定されている緑地の保全及び緑化の推進に関する以下の事項を定めています。

### 緑地の保全及び緑化の目標

「京都丹波・亀岡の水と緑の魅力をみんなで見つけ、輝かせ、ふれあいを通じて幸せが広がる亀岡ライフスタイル」の基本理念(第2章 1.基本理念)の下、亀岡ライフスタイルの暮らしの中での市民の充実感や満足度を緑地の保全及び緑化の目標として定めています(第2章 2.多様な視点から計画を進めていくための目標)。

### 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

緑地の保全及び緑化の推進のための様々な施策の展開方策を定めています。地域住民や官民の関係主体との情報交換・連携を促進するために、各施策について、市民、事業者、行政のActionの方向性を具体的に定めています(第3章)。

### 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

緑地の保全及び緑化の推進の方針を、市域のひろがりとの対応関係とあわせて示しています(第2章の 3.基本方針)。

また、都市公園の整備の方針として、都市公園等の配置の考え方等の整備方針を示しています(第3章の取組 01)。都市公園の管理の方針として、地域住民や市民団体、公園周辺の事業者が、公園の草刈りや清掃、花壇の植替えなどの維持管理に協力する等の具体的な管理の方針を示しています(第3章の取組 01)。

### 生産緑地法内の緑地の保全に関する事項

生産緑地地区に関する基本的な方針を示すとともに、市民農園の活用方針を示しています(第3章の取組 07)。また、京都・亀岡保津川公園における農にふれあう機会の充実についての方針を示しています(第3章の取組 18)。

### 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

緑化重点地区の範囲を定めています(第2章の 3.基本方針)。緑化重点地区において、市民緑地認定制度等を活用し、低未利用地や開発によって創出される空地等における民間主体の緑の創出を推進する方針を定めています(第3章の取組 17)。

## (7) 都市公園の整備目標の達成状況

平成26(2014)年に策定された亀岡市緑の基本計画が掲げていた都市公園の整備目標である一人当たり都市公園面積について、令和4年度末時点での達成状況を評価しました。

本市は新たな公園の開設を進めてきており、いずれの公園種別においても、平成26(2014)年の亀岡市緑の基本計画定時の現況値と比較すると、一人当たり都市公園面積の値は増加しています。平成32(2020)年を目標年次とする目標と比較すると、基幹公園については、住区基幹公園は目標を下回っていますが、都市基幹公園は目標を上回っています。また、都市緑地は目標を上回っており、その他については目標を下回っています。

亀岡市の人口が減少している中で、今後は、一人当たり都市公園面積のみならず、より幅広い視点から水と緑のあり方を検討していく必要があります。

表 都市公園の整備目標の達成状況

種別	平成24年現況 一人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> /人) ※1	平成32年を目標年次とする目標 一人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> /人) ※1	令和4年度末 一人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> /人) ※2 ※3	平成24年現況からの増減(m <sup>2</sup> /人)	平成32年を目標年次とする目標からの増減(m <sup>2</sup> /人)
<b>住区基幹</b>	<b>1.5</b>	<b>3.0</b>	<b>1.7</b>	<b>0.2</b>	<b>-1.3</b>
街区	1.3	1.7	1.6	0.3	-0.1
近隣	0.2	0.6	0.2	0.0	-0.4
地区	0.0	0.7	0.0	0.0	-0.7
<b>都市基幹</b>	<b>5.4</b>	<b>6.4</b>	<b>6.9</b>	<b>1.5</b>	<b>0.5</b>
総合	3.8	4.8	5.1	1.3	0.3
運動	1.6	1.6	1.8	0.2	0.2
<b>基幹公園 計</b>	<b>6.9</b>	<b>9.4</b>	<b>8.6</b>	<b>1.7</b>	<b>-0.8</b>
都市緑地	0.4	0.4	0.6	0.2	0.2
その他	0.0	2.1	0.0	0.0	-2.1
<b>その他 計</b>	<b>0.4</b>	<b>2.5</b>	<b>0.6</b>	<b>0.2</b>	<b>-1.9</b>
<b>合計</b>	<b>7.3</b>	<b>11.9</b>	<b>9.2</b>	<b>1.9</b>	<b>-2.7</b>

※1 平成26年 亀岡市緑の基本計画p18 より

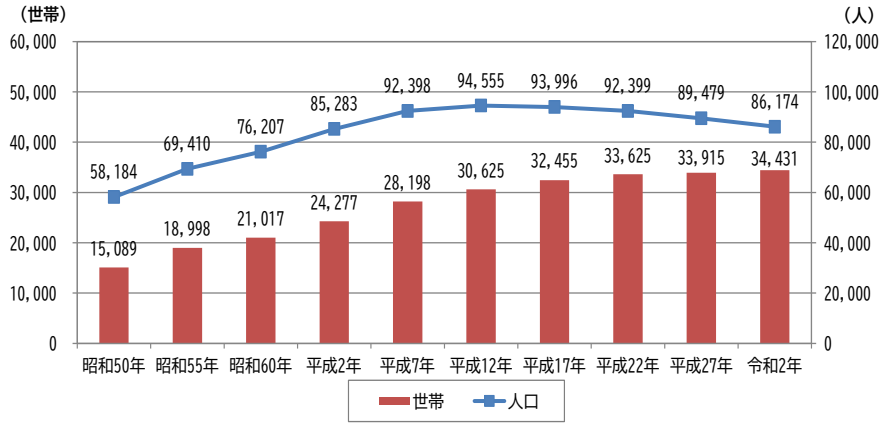
※2 都市公園等として、都市計画公園、都市計画緑地、都市公園(都市計画公園以外の都市公園法に基づく公園)、開発公園をカウントしています

※3 令和5年4月1日 亀岡市人口 86,975 を分母として計算

## 2. 水と緑に係る亀岡市の現況

### (1)人口・世帯

人口が減少傾向にあります。世帯数は増加傾向となっていることから、核家族世帯や単独世帯の増加などが考えられます。

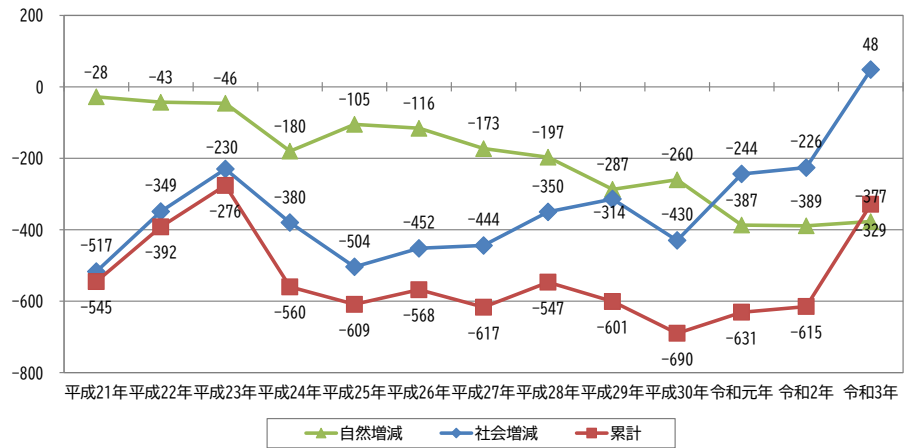


■ 人口及び世帯数の推移

出典：令和4年版亀岡市統計書

### (2)人口動態

自然増減については自然減の傾向が見られます。一方、社会増減については長らく社会減でしたが、平成25(2013)年以降は傾向としてその減少数は縮小してきており、令和3(2021)年は社会増に転じています。

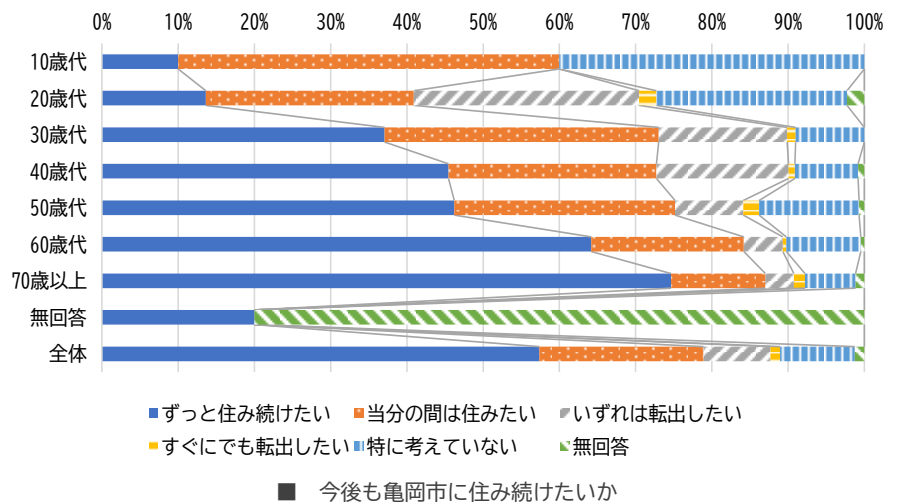


■ 人口動態の推移

出典：令和4年版亀岡市統計書

### (3)市民の定住意向

本市の定住について、全体では約80%が「ずっと住み続けたい」または「当分の間は住みたい」と答えていますが、年齢別に見ると、20代の約30%が「いずれは転出したい」または「すぐにでも転出したい」と回答しています。

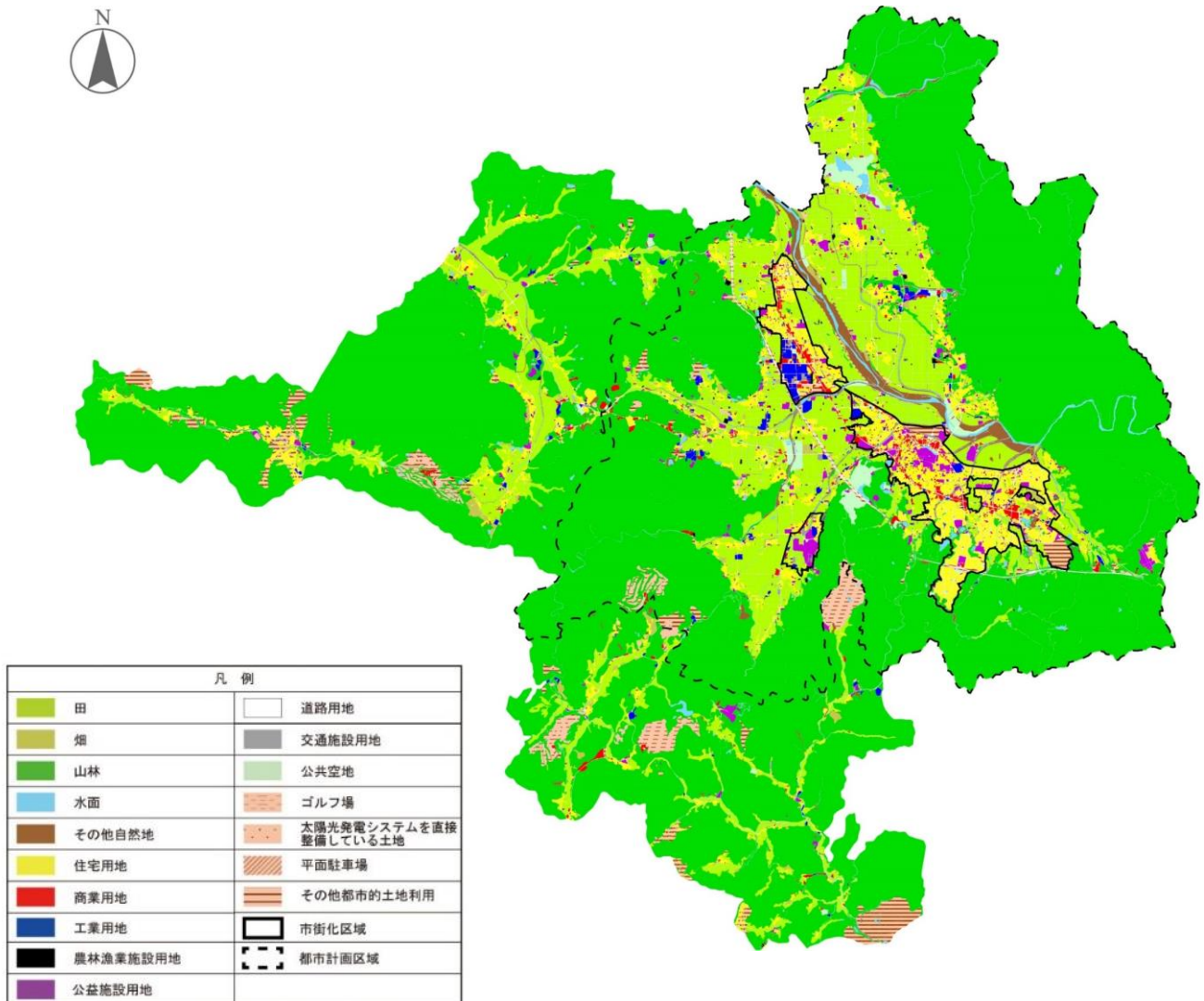


■ 今後も亀岡市に住み続けたいか

出典：第5次亀岡市総合計画に係るまちづくりアンケート（令和元（2019）年）

## (4)土地利用

本市は約7割が山林であり、主に東部と南西部に分布しています。中心部を北から東へと桂川が流れ、その周辺の平野部では農地が広がり、桂川の南西方面には住宅地が分布しています。国道9号沿やJR亀岡駅周辺を中心に商業地が、京都縦貫道大井IC周辺に工業地が広がっています。

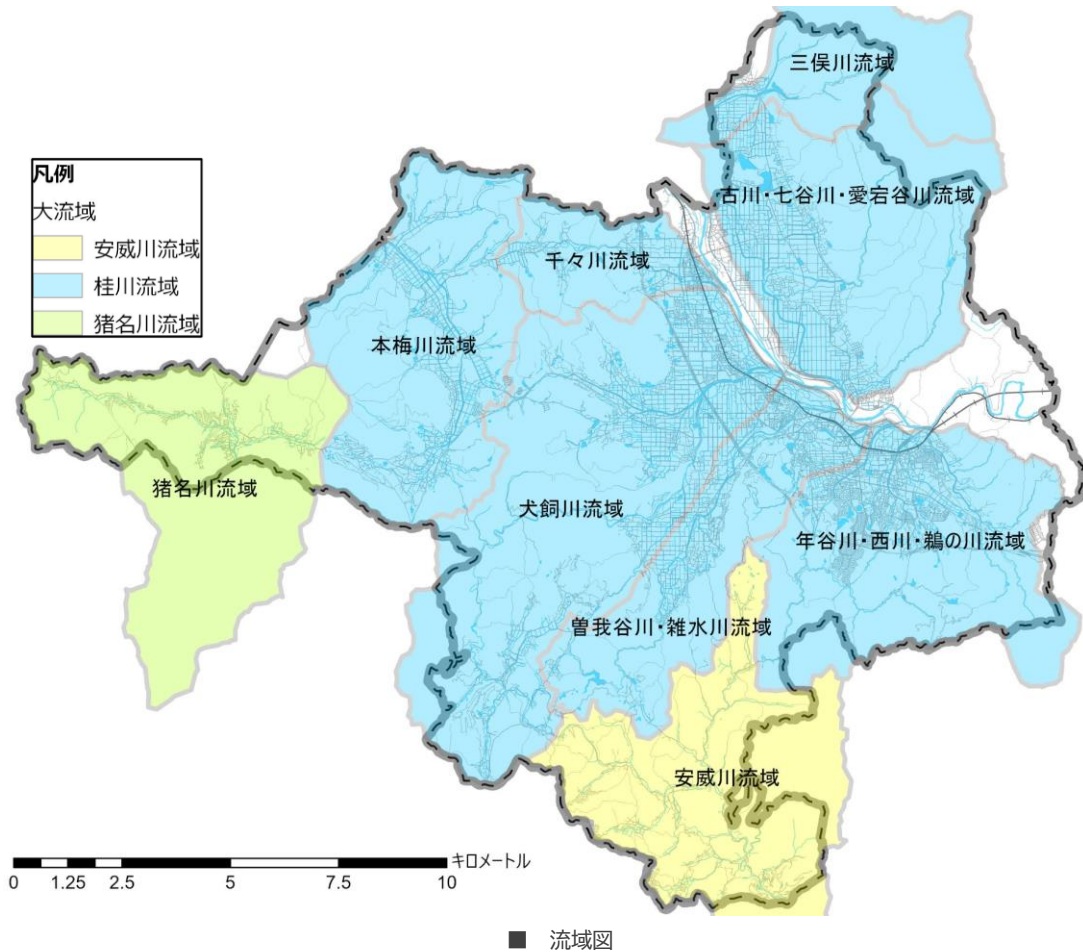


■ 土地利用の状況

出典：令和元年度都市計画基礎調査

## (5)水系

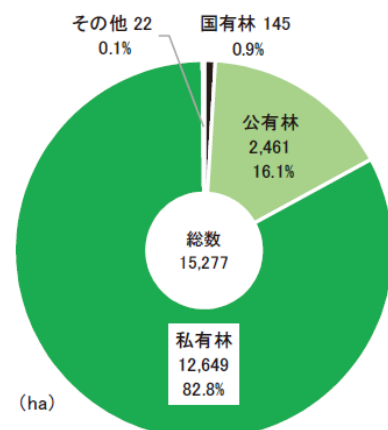
本市の流域は、淀川水系の桂川流域、猪名川流域、安威川流域に3分されます。市域の大半を占める桂川流域は、年谷川・西川・鶯の川流域、曾我谷川流域、犬飼川流域、千々川流域、古川・七谷川・愛宕谷川流域に分けることができます。



出典：国土数値情報より作成

## (6)山林

本市の森林面積は、令和3(2021)年4月現在15,277haで、市域面積の約7割を占めています。内訳は、国有林が0.9%、公有林が16.1%であり、私有林が最も広い面積を占め82.8%となっています。

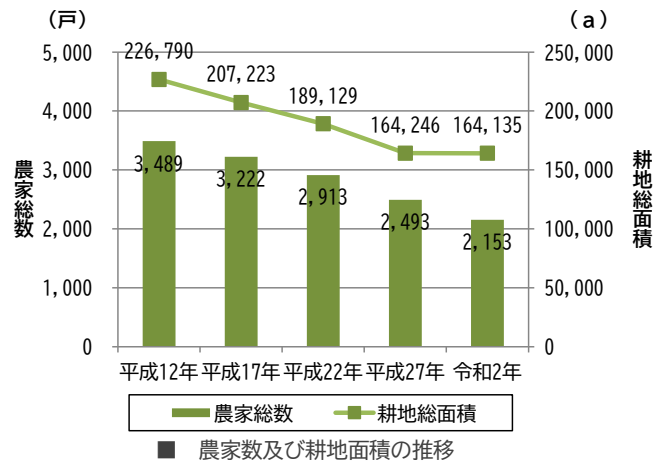


出典：令和4年版亀岡市統計書

■ 森林の状況 (令和3年4月1日時点)

## (7)農地

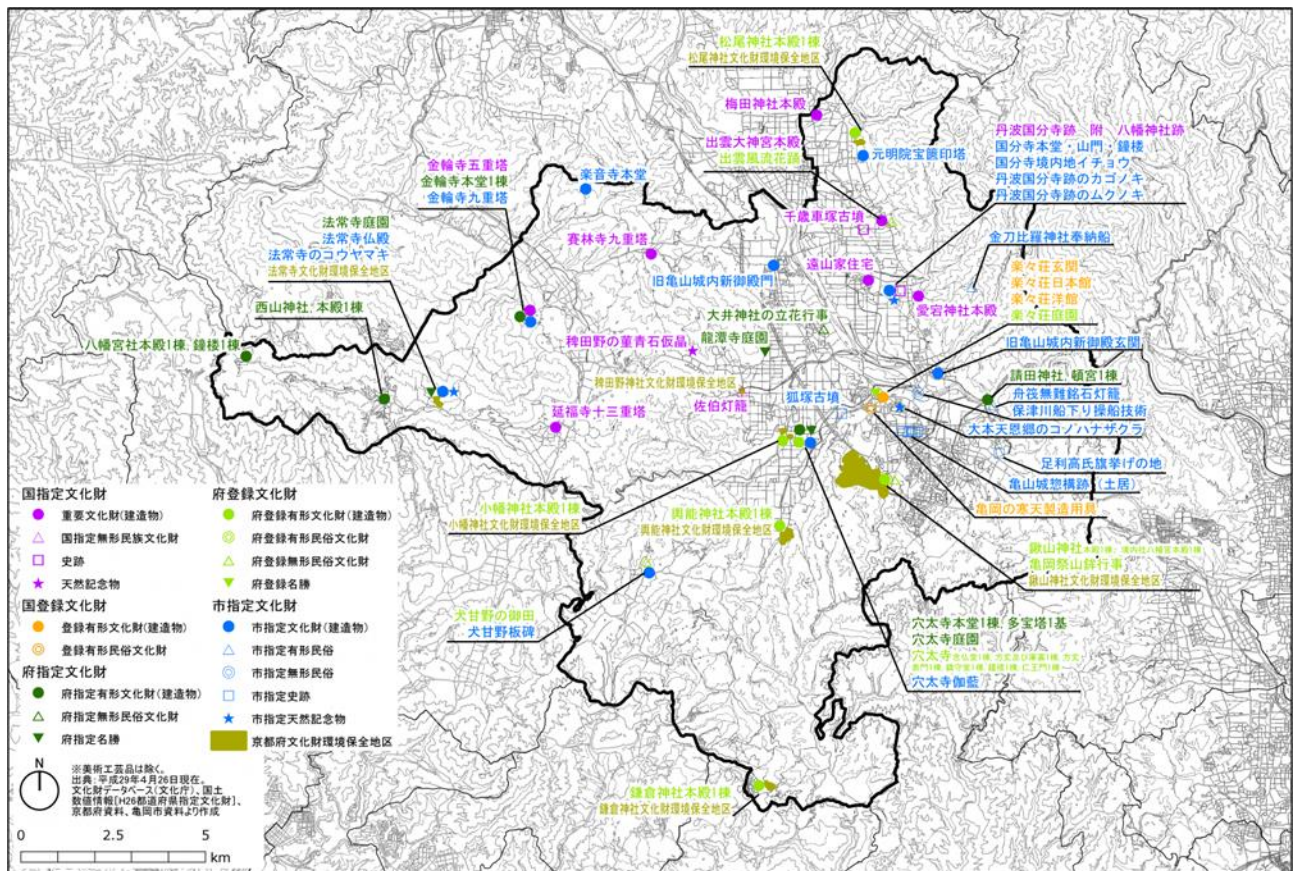
人口減少や農業者の高齢化、後継者不足などの影響により、農家数および耕地面積ともに減少傾向となっています。一方、農地再編事業による農地の集約化によって、作業の効率化と生産性の向上も進められています。



出典：令和4年版亀岡市統計書

## (8)歴史・文化的な緑

歴史・文化的な資源が市内各所に分布しています。亀岡盆地の平地部や、特に平地部と周辺の山地との境界付近には、東部において出雲大神宮や、丹波七福神の札所である耕雲寺、金光寺、神応寺などがあります。亀岡地区および南西部においても穴太寺、鍬山神社、龍潭寺など多くの社寺が見られます。近世からの城下町から発展してきた亀岡駅周辺には亀山城址を中心とし、町屋や、山鉾の蔵が各所に見られます。市の南西部の山地においても金輪寺や法常寺が見られ、明智戻り岩といった史跡があります。また、市内各所の山頂には山城跡が見られます。



指定文化財・登録文化財の分布

出典：亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想



## (9)都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地の整備を進めてきましたが、整備未着手の区域も残されています。

■ 都市計画公園・緑地の整備状況（令和4（2022）年度末時点）

公園・緑地名称	平成24年度末時点					令和4年度末時点				
	都市計画決定事項		整備済			都市計画決定事項		整備済		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	整備率(%)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	整備率(%)
住区基幹公園	23	15.74	22	6.64	42.2	28	16.80	27	7.70	45.8
街区公園	20	5.14	20	5.14	100.0	25	6.20	25	6.20	100.0
近隣公園	2	4.00	2	1.50	37.5	2	4.00	2	1.50	37.5
地区公園	1	6.60	0	0.00	0.0	1	6.60	0	0.00	0.0
都市基幹公園	3	132.90	2	49.80	37.5	4	146.80	2	50.90	34.7
総合公園	2	112.40	1	35.00	31.1	3	126.30	1	35.00	27.7
運動公園	1	20.50	1	14.80	72.2	1	20.50	1	15.90	77.6
基幹公園計	26	148.64	24	56.44	38.0	32	163.60	29	58.60	35.8
緑地	2	216.40	2	4.10	1.9	2	216.40	2	4.10	1.9
公園緑地計	28	365.04	26	60.54	16.6	34	380.00	31	62.70	16.5

## (10)都市公園

保津川水辺公園の供用をはじめ、近年も都市公園の供用を進めてきました。

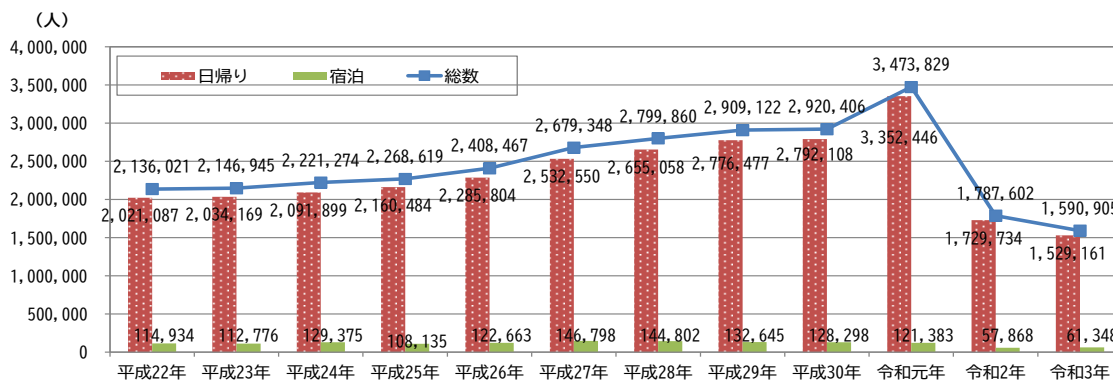
■ 都市公園の整備状況（令和4（2022）年度末時点）

公園名称	開設面積(ha)	公園名称	開設面積(ha)
古世親水公園	0.20	保津川水辺公園	8.66
南金岐雨蛙公園	0.18	駅南三角公園	0.13
鉄道歴史公園	0.09	大井町南部1号公園	0.06
大藪1号公園	0.10	大井町南部2-1号公園	0.22
大藪2号公園	0.24	大井町南部2-2号公園	0.03
山本ふれあい公園	0.13	大井町南部3号公園	0.24
ちとせ山公園	0.21	大井町南部4号公園	0.35
大成公園	0.14	大井町南部5号公園	0.05
大井西部公園	0.61		

※太枠内は、前計画策定後の供用

## (11)観光客数

本市には、保津川下り、トロッコ列車、湯の花温泉などの主要な観光スポットや、多くの寺社や名所史跡など、京都府立京都スタジアムといった新たな拠点など、豊富な歴史的な観光資源に恵まれています。また、広域連携によるガーデンツーリズムも進められています。観光客の訪問数を見ると、総数は増加傾向にありましたが、コロナ禍で大きく落ち込みました。



■ 観光入込客数の推移

出典：令和4年版亀岡市統計書

### 3. 計画検討上の主な課題

本計画を計画する検討の上での主な課題として抽出したものは以下の通りです。

#### <亀岡市の動向>

- 人口が減少傾向にあることから、より多くの方々に選んでいただけるような魅力あるまちにしていくことが重要です。転入数と転出数の差である社会増減数は、令和3年にプラスに転じていることから、この傾向をさらに継続・拡大できるようにしていくことが求められます。特に、転出への意向が大きい若い世代に本市に住み続けていただけるよう、若い世代が住みたいまち、子育てがしやすいまちであると感じられるようにしていく必要があります。
- さらに、現在亀岡に暮らしている市民だけでなく、一人でも多くの人に亀岡に足を運んでいただき、亀岡の魅力を体験し、亀岡で暮らしたいと思っていただくことも重要です。観光客数は近年増加を続けてきましたが、新型コロナウイルスの影響から一時落ち込んでおり、従来の増加傾向を強化していくことが重要です。また、日帰りが多く滞在型が限られていますが、亀岡での暮らしを体験していただくためには、滞在型の観光を強化していくことも重要です。
- そのためには、本市における豊かな水と緑の資源を活用し、亀岡での暮らしを魅力的にするとともに、市外からも人々を惹きつける魅力的な水と緑の資源を開拓し、PRしていくことが必要です。
- また、本市は環境保全や景観づくり、生物保全などの市民活動が盛んであり、多様な分野で様々な活動が行われています。この市民の活動意欲の高さを活かすことは、本市のまちづくりにとって重要です。



<水と緑の資源の活用のあり方の検討にむけて>

- 市街地、山林、農地の分布状況など、市内の地域性を踏まえて、水と緑の資源の活用を検討することが重要です。あわせて、それらの資源を適切に保全することで、生物多様性を保全・向上することも重要です。
- 地域の基盤となる公園は着実に整備を進めてきました。ただし、都市計画公園については、計画決定されているものの整備が未着手なものも多い状況です。亀岡市の魅力を高めるために、特に整備を進める必要がある都市計画公園およびその整備方針を検討する必要があります。
- 河川は安心・安全の観点からの整備が進んできました。今後も整備を行うとともに、流域治水の観点からも、河川だけでなく、流域全体を考えた取組を検討する必要があります。また、河川に限らず自然災害全般について、ハード整備だけでなく防災体制の強化などソフト面の取組も強化した、レジリエンスの高いまちづくりについても検討する必要があります。
- 山林は私有林が多くを占める中で、民間活力も視野に入れつつ、流域治水や観光資源の観点から、山林の整備や維持管理の在り方を検討する必要があります。
- 農地について、本市は京野菜の一大産地ではあるものの、農地は後継者不足などから農家数や耕地面積が減少傾向となっており、農業を促進していくことが求められます。
- 市内各所に分布する歴史・文化的な資源は山林や農地とあいまって一体的な緑の空間を形成していることから、これらを保全し、活用するあり方を検討する必要があります。
- 京都府立京都スタジアムや保津川下りを始め、本市にある自然やオープンスペースを活用した様々なコンテンツをどのように活用し、地域全体を繋げていけるかを検討することが重要です。



このような現状認識および課題意識、そして本市の動向や水と緑の資源の特徴を踏まえ、本計画を検討する上では以下の切り口を設定し、水と緑のあり方について多角的に検討を進めてきました。

●地域の基盤となる公園などのあり方や地域全体を流域のまとまりとして考える「水・緑」

- 市民が水と緑を常に感じるができるよう、身近な公園等のオープンスペースや豊かな水辺の魅力を高めていくことが重要です。今後の気候変動に対応し、河川への雨水の流入とそれに伴う河川水位の上昇を抑制することが重要です。



●若年世代や子育て世代の移住促進のための「子ども・生活」

- 子どもたちが魅力的な水と緑に常に触れあえるようにすることで、子育て世代を惹きつけ市内各所への定住希望につなげていくこと、子どもが地域の誇りを持って成長していけるようにすることが重要です。



●広い農地を持つ京野菜の一大産地としての「食・農」

- オーガニックビレッジの形成に向けて、市民への農業の普及啓発やオーガニックビレッジパークの整備、営農支援等により、農を通じた市民交流を進めていくことが重要です。



●古くから都と丹後・丹波を結ぶ要衝の地であったことから今に根付く「歴史・文化」

- 歴史的な資源が豊かな森や社寺林と一体となって亀岡の歴史を伝えています。歴史的資源と樹林や樹木を一体的に保全することや、歴史的資源の歴史的背景や価値を発信することが重要です。



●保津川下りをはじめとする本市ならではの「イベント・アクティビティ」

- 水と緑を愉しむことのできるアクティビティや、水と緑をはじめとする亀岡の魅力に触れるイベントを充実させるとともに、市民にとっての身近な風景や日々の生活、取組を広くPRし、市民や事業者等が水と緑の創出・維持にも主体的に関わりやすくなるようにすることが重要です。



●ガーデンツーリズムや京都府立京都スタジアムを活かした「観光」

- 水と緑の資源を活用し、来訪者にとっての亀岡の魅力をさらに高めていくことが重要です。滞在型観光資源として市内の自然の風景と食、農的な体験やアクティビティを広く愉しんでもらえるような仕掛けをつくりだすことや、亀岡市だけでなく、隣接市町と連携した広域的な水と緑の魅力発信・観光振興を行うこと、亀岡の水と緑がつくる風景を観光資源としたガーデンツーリズムを推進することが重要です。



## 4. 亀岡市水と緑の基本計画策定委員会および亀岡市水と緑の基本計画策定に係る市民ワークショップの概要

### (1) 検討経緯

本計画策定にあたっては、亀岡市水と緑の基本計画策定委員会、亀岡市水と緑の基本計画策定に係る市民ワークショップを開催し、市民に多くのご意見をいただきました。いただいたご意見は、本計画の基本理念、基本方針、取組内容に反映されています。特に取組内容については市民ワークショップでいただいた具体的な活動のアイデアもあわせて掲載しています。

名称	開催日	主な内容
第1回 亀岡市水と緑の基本計画策定委員会	令和5 (2023)年 2月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方向性の確認</li> <li>○取組紹介および質疑応答</li> <li>(1)「全国都市緑化フェア in 京都丹波」について (亀岡市長 桂川 孝裕)</li> <li>(2) 亀岡オーガニックアクションの取組について (亀岡オーガニックアクション 共同代表 片本 満大氏)</li> <li>(3) 森の京都DMOの取組について (一般社団法人森の京都地域振興社 取締役総括部長兼企画部長 田淵 功氏)</li> <li>(4) 霧の芸術祭ワークショップ「川とともに暮らす-亀岡 2070」について (一般社団法人Fogin 代表理事 並河 杏奈氏)</li> <li>(5)「亀岡型自然保育」の取組について (亀岡市立別院保育所 所長 鈴木 竜子)</li> </ul>
第1回 亀岡市水と緑の基本計画策定に係る市民ワークショップ	令和5 (2023)年3月 17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場:亀岡市役所地下1階 開かれたアトリエ</li> <li>○参加者:20名</li> <li>○テーマ:市内の水と緑に関する魅力ある資源を発見しよう</li> </ul>
第2回 亀岡市水と緑の基本計画策定委員会	令和5 (2023)年 8月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画骨子案について</li> </ul>
第2回 亀岡市水と緑の基本計画策定に係る市民ワークショップ	令和5 (2023)年8月 25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場:亀岡市役所地下1階 開かれたアトリエ</li> <li>○参加者:18名</li> <li>○テーマ:魅力ある資源を活かす・引き継ぐ・創るためにできること</li> </ul>

## (2) 亀岡市水と緑の基本計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	選出団体など
委員長	進士 五十八	東京農業大学名誉教授・元学長、福井県立大学名誉教授・前学長
委員	井内 廣樹	亀岡市農業委員会
	尾崎 まこと	NPO 法人亀岡・花と緑の会
	神崎 弥	亀岡市農業委員会
	奥村 昌信	(一社)亀岡市観光協会
	片本 満大	亀岡オーガニックアクション
	工藤 貴光	亀岡市造園事業協同組合
	並河 杏奈	(一社)Fogin
	廣瀬 照雄	亀岡市自治会連合会
	船越 隆弘	ニチコン亀岡株式会社
	古林 峰夫	(公財)亀岡市都市緑花協会
	宮城 聡	宗教法人大本
	矢田 順司	亀岡市造園事業協同組合
	山下 雅一	亀岡市自治会連合会
	山脇 安三	亀岡市森林組合
	伊豆田 浩文	亀岡市まちづくり推進部
	清水 由士	亀岡市まちづくり推進部
浦 邦彰	亀岡市政策企画部	
田中 博樹	亀岡市政策企画部	



市民 WS の様子



策定委員会の様子

## あ

### アダプト制度

アダプトとは、養子縁組をするという意味であり、市民が公共スペースを「アダプト」し、これを養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化する）、ことから命名された。自治体と市民がお互いの役割分担についての協議・合意を交わし、この合意に基づいて継続的に美化活動を進める制度。

### アユモドキ

国の天然記念物で環境省レッドデータブックの絶滅危惧IA類の淡水魚。ドジョウの仲間泳いでいる姿がアユに似ていることから、この名前が付いた。亀岡市と岡山県の一部に分布しており、近年、急激な減少が危惧されている。平成29(2017)年度には市の魚に認定された。

### eスポーツ

エレクトロニック・スポーツ(Electronic Sports)の略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

### インフラ

インフラストラクチャー。生活を支える社会基盤。

### 雨水の貯留・浸透

降雨をできるだけ貯留または地下に浸透させること。これにより、集中豪雨時における都市水害等の軽減を図る。

### 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当り面積15~75haを標準として配置する。

### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

### SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

### SDGs

Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年9月に国連で合意された“全世界すべての人たちが“持続的”に“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標。

### オーガニックビレッジパーク

「オーガニックビレッジ」とは有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことを指す。亀岡市では令和5年2月12日にオーガニックビレッジ宣言をしており、京都・亀岡保津川公園を同宣言の内容を具現化した「オーガニックビレッジパーク」とすることを目指している。

### 屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋上に植物を植え緑化すること。

### オープンスペース

都市の内外で、公園、広場、河川やため池など、建物が建てられていない土地。

## か

### 街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供すること



を目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で  
1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

### ガーデンツーリズム

地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、庭園や公園を観光資源として、連携による地域の魅力向上を図る取組。

### かめおか霧の芸術祭

文化・芸術を通じて亀岡の魅力を発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図るため、晩秋にかけて亀岡市を包む「霧」を象徴に、市内一帯でアートを通じて、人と地域の魅力を育てる芸術祭。

### 亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想

亀岡の魅力ある地域資源を埋もれさせることなく、亀岡の名所づくりや景観保全を進めるとともに、快適でうるおいのある生活環境や美しい景観を創出し、住む人が誇れるまちづくりを促進する構想。

### 川の駅・亀岡水辺公園

千代川町にある、本市の豊かな自然や歴史、生活文化を育ててきた桂川を活用して、桂川舟運の歴史・文化の学習の場、スポーツ及びアクティビティの体験の場、地域にぎわい創出事業の場、並びに地域住民及び来訪者の交流の場となっている公園。

### 京都・亀岡保津川公園

京都サンガスタジアムの北、大堰川と曾我谷川に挟まれた地帯に整備予定の公園。地域の「にぎわい」と「交流」を育む拠点として、また、天然記念物であるアユモドキなどが生息している「豊かな自然環境」を保全する拠点としていく。

### 京都府立京都スタジアム

収容人数 21,600 人を有する府内唯一のサッカー、ラグビー、アメリカンフットボールなどの専用球技場。通称は、「サンガスタジアム by KYOCERA」。

### 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当り 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準

として配置する。

### グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

### グリーンツーリズム

「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」のこと。

### ゲートウェイ

出入り口や玄関口のこと。

### 景観計画

良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項（行為ごとの景観形成基準）などを定め、届出勧告制（建築物及び工作物の形態意匠（色彩やデザイン）については変更命令制）により、景観上の規制誘導を行うことなどを目的とした計画。

### 広域公園

主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈などの広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。

### 高水敷(こうずいじき)

常に水が流れる低水路より一段高い敷地。平常時にはグラウンドや公園などの形で利用されるが、洪水時などには水に浸かってしまう。

### コミュニティ

人々が共同体意識を持って、共同生活を営む一定の地域や地域社会、共同体のこと。

## さ

### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として計画的に開発・整備する区域。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

### 史跡丹波国分寺跡

奈良時代、聖武天皇の発願によって全国に建立された国分寺の一つ。出土した瓦などから9世紀初頭までに伽藍が整えられたと考えられている。戦国時代、明智光秀の進軍の兵火により焼失。山門は亀山城の雷門に、また毘沙門天は亀山城内に鎮守されたと伝わる。現存する本堂は安永3(1774)年に再建されたものといわれている。

### 指定管理者制度

公の施設を民間事業者などに管理してもらい、管理にノウハウを幅広く活用すること。これにより市民サービスの質の向上を図り、多様化するニーズにより効果的・効率的に対応することが期待される。

### シビックプライド

「自分が住んでいる地域に対する市民の誇り」を表す言葉。単なるまち自慢や郷土愛ではなく、「自分が住んでいる地域をよりよい場所にするために自分自身がかかわっている」という、当事者意識に基づく自負心を意味している。

### 市民農園

自然とふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーション活動として野菜などの栽培を行なえるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。

### 市民緑地契約制度

地方公共団体又はみどり法人(地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体で、市区町村長の指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行う団体)が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地(土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設)を設置管理する制度。

### 市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設

置・管理・活用する制度。

### 社叢林(しゃそうりん)

神社において社殿や神社境内を囲うように密生している林。

### 住区基幹公園

主として近隣住区内の市民が安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、市民の日常的な身近な利用に供するために、近隣地区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

### 新型コロナウイルス感染症

別名: COVID-19。病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれる。SARS-CoV-2は2019年に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した。

### 浸透樹(しんとうます)

河川氾濫・地盤沈下の防止や地下水の保全などのために、雨樋に集められた雨水を地中に浸透させる工夫を施した雨水樹。雨水浸透樹設置の助成を行っている地方自治体も見られる。

### 森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、創設された。

### 森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る仕組み。

### スマート田んぼダム

「田んぼダム」の取組を、自動給水栓、自動排水栓を活用して行う取組。

## 生産緑地地区

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区。

## 生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。

## 剪定(せんてい)

庭木・果樹などの生育や結実を均一にし、樹形を整えるため、枝の一部を切り取ること。

## 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。

## た

### 第5次亀岡市総合計画

本市のあらゆる施策や取組の基礎となる最上位計画。計画期間を令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までとし、目指す都市像や土地利用の基本方針、今後の施策の基本的な方向性を示す「基本構想」と、基本構想に基づいて取り組むべき施策を体系的に示す「基本計画」で構成。

### 第3次亀岡市環境基本計画

環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向性などを示すもので、亀岡市の環境分野の上位計画。計画期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までとし、目指すべき環境像、将来的なまちづくりイメージとして実践していく「重点目標」、重点目標を達成するための「施策分野」で構成。

### 田んぼダム

水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を、時間をかけてゆっく

りと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑える取組。

## 地産地消

地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物(農産物や水産物等)をその地域で消費すること。

## 地球温暖化

地球は、生物の生存に適した微妙な気温に保たれているものの、近年の人間活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に大気中に排出されることになり、地表付近の気温が上昇する現象。

## 特定生産緑地制度

平成30年の生産緑地法の改正により新しく創設された制度。生産緑地地区に指定されてから、近く30年を迎える生産緑地のうち、その保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものを、所有者などの意向に基づき「特定生産緑地」として市町村が指定することにより、買取り申出が可能となる時期を10年延長する制度。

## 都市計画区域

都市計画法に基づき、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、都道府県知事が指定する。

## 都市計画マスタープラン

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すもの。

## 都市公園

都市公園法に規定され、主に地方公共団体が設置する都市計画区域内の公園または緑地。

## 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図る為に設けられている緑地で、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。

## 都市緑地法

都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と合わせて、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。

## トレイル

森林や原野、里山などにある「歩くための道」のこと。人々が歩いて移動していた時代に使われていた歩行者専用の道や、行楽のために整備された道が基になっており、現代では、レクリエーションのために歩く道として使うように進化した。

## な

### 農業者

農業に従事している人。

## は

### パートナーシップ

対等な関係に立ち、双方が責任の主体になり、共働で取り組むこと。

### パブリックコメント

市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見や情報提供を求め、提出された意見などを考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する一連の制度。

### ビオトープ

野生生物の生息・生育空間。生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

### 保津川かわまちづくり計画

川を活かしたまちづくり、まちを活かした川づくりを推進するため、京都府と亀岡市で策定した計画。

## ま

### MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・

見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

## モビリティマネジメント

地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に (=かしく) 利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組。

## や

### 有機農業

「有機農業の推進に関する法律」では、①科学的に合成された肥料及び農薬を使用しない②遺伝子組み換え技術を利用しない③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する、とした方法を用いて行われる農業。

### 遊水地

洪水で川の水が増えた際、川の水位を下げるために水を一時的に貯める場所。

### 遊歩道

遊歩、散歩のための歩道。

## ら

### 流域治水(りゅういきちすい)

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

### 緑化重点地区

当該市町村の緑地の状況などを勘案し、緑化の推進を重点的に図る地区として、都市緑地法第四条第1項における「基本計画」において任意に定める事項の一つ。

### 緑地保全地域

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地

のうち、風致または景観がすぐれているなど一定の要件委該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地域地区。

### 緑道

歩行者空間や生活環境面での快適性、レクリエーション機能、災害時の避難路としての機能を有する多目的移動空間としての緑地。

### レジリエンス

回復力、立ち直る力、復活力のこと。防災の文脈では、「災害レジリエンス」とも言われ、「災害に対するコミュニティや社会が、その基本構造や機能の維持・回復を通じて、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力」と定義されている。

## わ

### ワークショップ

市民が参加するまちづくりの手法の一つ。地域にかかわる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法。参加者が共通して理解できる各種の共同作業や勉強会などを通じて計画づくりを行うこと。

## 亀岡市水と緑の基本計画

発行 令和6年3月

亀岡市 まちづくり推進部 都市計画課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL(0771)22-3131(大代表)

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

◆表紙絵作者

京都府立亀岡高等学校 普通科 美術・工芸専攻 2年 桑野 来未(くわの くるみ)さん



Water & Greenery  
KAMEOKA